食品検査業務約款

公益財団法人群馬県健康づくり財団（以下「財団」という。）は、この約款の定めるところにより、委託者から食品検査を受諾し実施する。

（適用）

第１条　この約款は、財団に対する検査業務委託に対して適用する。ただし、個別に契約書

を締結している場合は、当該契約書記載事項を適用する。

（契約の成立）

第２条　契約は、この約款に同意し、財団への検査依頼書及び検査検体の提出をもって成立するものとする。

２　検体受領後の契約の取り消し及び解除は、できないものとする。

（検査項目及び委託料）

第３条　検査項目及び委託料金は別に定める額によるものとし、委託者は事業終了後、財団の請求に基づき30日以内に支払うものとする。

（報告）

第４条　財団は、検査が終了した時は、速やかに検査結果を委託者に提出するものとする。

（再委託の禁止）

第５条　財団は、受託業務を自ら行うものとし、第三者にそのすべてを再委託することができない。

（秘密の保持）

第６条　財団は、この約款に基づく検査により知り得た情報を他に漏らしてはならない。

（損害の賠償等）

第７条　財団は、受託業務の処理に関し、委託者に損害を与えたときは、委託者の指示に従い、

速やかに賠償又は修復の処置をとるものとする。ただし、その損害の発生が委託者の責に帰する事由による場合はこの限りではない。

（協議）

第８条　この約款に関し疑義が生じたとき、又は定めのない事項については必要に応じて双方協議して定めるものとする。

　　　附　則

　この約款は、平成２５年４月１日から施行する。